

# 青森県報

号外第六十二号

平成二十五年  
九月二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

遊漁規則の認可.....(水産振興課)...

## 告 示

青森県告示第六百六十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十五年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 漁業者の名称及び住所

新深浦町漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第一号

4 遊漁についての制限の範囲

#### (一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

#### (二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

#### (三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、それぞれ下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
国道一 号線管内橋上流端から河口までの間の区域	一月一日から十二月三十一日まで
大池第一発電所管内取水ダム上端から上流の本支流域	一月一日から十二月三十一日まで

#### (四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

#### 5 遊漁料の額及びその納付の方法

##### (一) 遊漁料

(1) 新深浦町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		竿釣	期 間	
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	一年	三、	円
		一日	四	円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二 円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円

(二) 納付の方法

- (1) 新深浦町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合はあらかじめ新深浦町漁業協同組合岩崎支所(西津軽郡深浦町大字岩崎)又は七戸釣具店(西津軽郡深浦町大字岩崎)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。
- (2) 青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内において川底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二一 漁業権者の名称及び住所

深浦漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	一月一日から三月三十一日まで及び七月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
吾妻川河口から東股沢との合流点(二又)までの吾妻川本流の区域及び吾妻川と東股沢との合流点(二又)から吾妻川第一号堰堤にいたる間の東股沢の本支流の区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
魚 種	長

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

あゆ	一センチメートル
やまめ、いわな	一五センチメートル

(1) 深浦漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一日	一年	
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	四円	二六円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八円

(二) 納付の方法

(1) 深浦漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
 あらかじめ深浦漁業協同組合事務所(西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内において川底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三一 漁業者の名称及び住所

追良瀬内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字追良瀬字広野二二〇

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業者の免許番号 内共第三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。  
 まき餌を使用してはならない。  
 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。ただし、追良瀬川河口から上流オサナメ川合流点の区域にあっては、四月一日から六月三十日までの間を除く。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から十月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
国道一〇一号線追良瀬橋上流端から河口までの区域 上切堰堤、濁水堰堤上下流五〇メートルの区域 オサナメ川全流域 株式会社東北電力追良瀬ダム上流端から上流の追良瀬川本支流	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 追良瀬内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間		遊 漁 料
		竿 釣	魚 釣	
あゆ、やまめ、いわな、うぐい		一日	五日	五 円
		一年	五日	五 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五 円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 追良瀬内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめ追良瀬内水面漁業協同組合事務所(西津軽郡深浦町大字追良瀬字広野二二〇)、福沢商店(西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎二八〇の一)、サンクス深浦関店(西津軽郡深浦町大字関字豊田一〇の一)、竹浪釣具店(弘前市大字種市字高瀬一の一)、竹内釣具店(弘前市大字本町二二二)又は丹藤釣具店(弘前市大字城東五丁目一三の六)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

- (一) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 遊漁者は、禁止区域内では川底を撓はんしてはならない。
- (二) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

10 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。

この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

4-1 漁業者の名称及び住所

大童子川内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一の三

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで

やまめ、いわな 四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
JR五能線鉄橋の上流端から河口までの区域 大童子川一号砂防ダム(鰻ヶ沢土木事務所施工、昭和三十七年竣工)の上流端から崩壊の下流端までの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	一〇センチメートル
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一日	四 日	
あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	一年	三、	円
		一日	四	円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(二) 納付の方法

あらかじめ(有)イクタ釣具店(つがる市柏広須照日五七の一〇)、きくや釣具店(西津軽郡鰻ヶ沢町大字田中町二七)、サンクス深浦関店(西津軽郡深浦町大字関字豊田一〇の一)、伊藤商店(西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一の

(三) 又は藤田商店(西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野二八の六)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、川底を撓はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

五 1 漁業者の名称及び住所

赤石水産漁業協同組合 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字砂山一四六

赤石地区漁業協同組合 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二七の五

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、持網(かじかのみ)、さて網(かじかのみ)以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおり

とする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
うぐい、かじか	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
鏡世橋上流端二〇〇メートルから河口までの区域	九月一日から九月三十日まで
赤石堰堤上流端から上流の本支流域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 赤石水産漁業協同組合、赤石地区漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用する遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	一日	八 円
かじか	持網、竿釣、さて網	一年	六、八 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇 円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 赤石水産漁業協同組合、赤石地区漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ赤石水産漁業協同組合事務所(西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字砂山一四六)、赤石地区漁業協同組合事務所(西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二七の五)、安田商店(西津軽郡鰯ヶ沢町大字日照田町字野脇五六の一)、太田商店(西津軽郡鰯ヶ沢町大字種里町字前田一の三)、熊の湯温泉(西津軽郡鰯ヶ沢町大字一ツ森町字湯湧淵三一)、鰯ヶ沢町アユ養殖場(西津軽郡鰯ヶ沢町大字一ツ森町字崩ヶ沢一七の三)、きくや釣具店(西津軽郡鰯ヶ沢町大字田中町二七)又は(有)イクタ釣具店(つがる市柏広須照日五七の一〇)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、川底を撓はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

六 漁業権者の名称及び住所

中村川振興漁業協同組合 西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字蒲生二一四の二二  
認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第六号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣及び竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

こい、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで
区 域	期 間
西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷の揚水機から上下流二〇〇メートルの中村川本流の区域	一月一日から十二月三十一日まで
馬久前沢川本流及び西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷の揚水機下流二〇〇メートルから河口までの中村川本流の区域	四月一日から五月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな、こい	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 中村川振興漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、こい	手釣、竿釣	一日	四 円
		一年	三、 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一 円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 中村川振興漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ一戸秀昭商店(西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字中山ノ井一七三)、小野善四郎商店(西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字山本一三の一)、本庄釣具店(西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字北禿七二)又は日照田博(西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字下栄山一五)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、川底を撈はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。



(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

七 1 漁業権者の名称及び住所

西津軽新田漁業協同組合 つがる市木造若宮一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第七号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網、投網及び持網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	三〇センチメートル
ふな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 西津軽新田漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間	遊 漁 料
-----	-------	----	-------

6

遊漁承認証に関する事項

こい、ふな	手釣、竿釣	一日	一円
	投網	一年	三〇〇円
こい、ふな	たも網	一日	一円
	持網	一年	四〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五円を加算した額とする。また、小学生未満の幼児、小中学生又は肢体不自由者については、無料とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にしん、ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五円
渓流魚	やまめ、いわな、にしん、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八円

(二) 納付の方法

(1) 西津軽新田漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめ西津軽新田漁業協同組合事務所(つがる市木造若宮一 西津軽土地改良区内)に納付すること。ただし、手釣、竿釣、投網、たも網及び持網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

八 1 漁業者の名称及び住所

廻堰大溜池内水面漁業協同組合 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井五三

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第八号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
ふな	一センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

- (1) 廻堰大溜池内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一日	二日	
こい、ふな	竿釣	一年	二、	円
		一日	二	円

ただし、中学生以下又は肢体不自由者については、無料とする。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

- (1) 廻堰大溜池内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ廻堰大溜池内水面漁業協同組合事務所(北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井五三)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目一の一五）

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

九 1 漁業者の名称及び住所

十三漁業協同組合 五所川原市十三羽黒崎一三三

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣又はたも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規
たも網	網口径 一メートル以下のもの
	模

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
ふな	制限なし
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで及び九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
前潟とセバト沼を連結する水路 セバト沼と明神沼を連結する水路	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな	一〇センチメートル
わかさぎ	七センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 十三漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
ふな、わかさぎ	手釣、竿釣、 たも網	一日	四 円
		一年	三、 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ、ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじ、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

- (1) 十三漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
 あらかじめ十三漁業協同組合事務所(五所川原市十三羽黒崎一三三)又は琴湖園(五所川原市十三五月女范二の二)に納付すること。ただし、遊漁料は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。
- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
 青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を撈はんしてはな

らない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

11 漁業権者の名称及び住所

十三漁業協同組合 五所川原市十三羽黒崎一三三  
 車力漁業協同組合 つがる市富池町清水六の五

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十二号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣又はたも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	網口径 一メートル以下のもの

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで及び九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全	長
ふな、うぐい	一〇センチメートル	
わかさぎ	七センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 十三漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間		遊 漁 料
		一年	一日	
ふな、わかさぎ、うぐい、えび	手釣、竿釣、たも網	三、 円	四 円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 十三漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ十三漁業協同組合事務所(五所川原市十三羽黒崎一三三)又は車力漁業協同組合事務所(つがる市富港町清水六の五)に納付すること。た

だし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川を攪はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項  
遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十一 漁業権者の名称及び住所

西津軽新田漁業協同組合 つがる市木造若宮一

車力漁業協同組合 つがる市富港町清水六の五

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
ふな	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな	六センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 西津軽新田漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	
			ふな	投網
	手釣、竿釣、たも網	一日	一 円	
		一年	二、三〇〇円	
		一年	四、	円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五 円を加算した額とする。また、小学生未満の幼児、小中学生又は肢体不自由者については、無料とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にしじま、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にしじま、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 西津軽新田漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ西津軽新田漁業協同組合事務所(つがる市木造若宮一 西津軽土地改良区内)又は車力漁業協同組合事務所(つがる市富港町清水六の五)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、川底を撈はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示

する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十二 1 漁業権者の名称及び住所

岩木川漁業協同組合 弘前市大字田園二丁目一七

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣、かぎかけ及びたも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具、漁法	規	模
たも網	網口径 最長部一メートル以下	

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る漁具、漁法及び遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から十二月三十一日まで
こい、ふな、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで (竿釣(まき餌釣を除く))
かじか	一月一日から十二月三十一日まで (竿釣(まき餌釣を除く)、たも網)
かわやつめ	十月一日から翌年五月三十一日まで (たも網、かぎかけ)

(三) 禁止区域及び期間

(1) 次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
弘前市大字国吉字高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流一〇メートル、下流二〇〇メートルまでの区域	一月一日から十二月三十一日まで
弘前市大字如來瀬地内統合頭首上流端から、上流五〇メートル、下流二〇〇メートルまでの区域	
弘前市大字樋の口町地内弘前市水道ラバー堰堤上流一〇〇メートル、下流五〇メートルまでの区域	一月一日から十二月三十一日まで
北津軽郡中泊町大字芦野地内頭首工の上流端から、上流二〇〇メートル、下流五〇メートルまでの区域	
川辺郡西目屋村大字川原平字鬼中津国林内治山ダムの上流端	
から上流の岩木川本支流域	
中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国林内砂防ダムの上流端	
から上流の岩木川支流域	
清瀬橋下流から安東橋下流一〇〇メートルまでの区域	

(四) 全長制限

(2) 弘前市大字如來瀬地内統合頭首工下流端から岩木橋上流端までの区域において、カワヤツメを採捕してはならない。次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル
こい	二〇センチメートル
あゆ、ふな、うぐい	七センチメートル
かわやつめ	三〇センチメートル
かじか	四センチメートル

5

遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 岩木川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
こい、ふな、やまめ、いわな、うぐい	竿釣	一日	一、〇〇円
		一年	四、〇〇円
かじか	竿釣、たも網	一日	一、〇〇〇円
		一年	四、〇〇〇円
あゆ	竿釣	一日	一、〇〇〇円
		一年	六、〇〇〇円
かわやつめ	たも網、かぎ	一日	一、〇〇〇円
		一年	四、〇〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小中学生又は肢体不自由者については、無料とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 岩木川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ岩木川漁業協同組合事務所(弘前市大字田園二丁目二の七)又はその他組合が指定する弘前市内釣具店に納付すること。ただし、竿釣又はたも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

四 遊漁の時間は、日の出から日没までとする。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(六) 富士見橋上流から統合頭首上下流一メートルまでは、友釣専用区とする。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十三 一 漁業権者の名称及び住所

平川内水面漁業協同組合 南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原六四の二

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、投網、たも網又は四ツ手網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内



でなければならぬ。

漁具、漁法	規	模
たも網	網口径 一メートル未満	

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
こい、ふな、うぐい、かじか	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
平川統合第一頭首工(南津軽郡大鰐町地内)上下流一〇〇メートルの区域 平川統合第二頭首工(弘前市大字堀越地内)上下流一〇〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな、こい	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料

あゆ、こい、ふな、やまめ、いわな、うぐい、かじか

手釣、竿釣	一日	四 円
	一年	三、 〇〇 円
投網、たも網、四ツ手網	一日	一、 〇〇 円
	一年	五、〇〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(二) 納付の方法

あらかじめ平川内水面漁業協同組合事務所(南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原六四の二)、碓ヶ関支部(平川市碓ヶ関湯向川添八二の六)、大鰐支部(南津軽郡大鰐町大字蔵館字宮本八六の九)、石川支部(弘前市大字石川字岸田四の二)、同市大字石川字大仏下三の二)、堀越支部(弘前市大字川合字浅田九二の一)、新里支部(平川市松館井ノ上二八の一)、大袋支部(南津軽郡田舎館村大字大袋字樋田三)、同村大字大袋字樋田一八七)、藤崎支部(南津軽郡藤崎町大字藤崎字若前五)又は弘前支部(弘前市大字田町四丁目四の一〇市営B1 1号)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十四 1 漁業権者の名称及び住所

旧十川漁業協同組合 五所川原市字一ツ谷五四五の二一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十七号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣又は四ツ手網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具、漁法	規 模
四ツ手網	四ツ手網面積一・八平方メートル以下

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
-----	-----

シキバ沢と湯沢の合流点から上流の金木川 四月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 旧十川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	
			手釣、竿釣	四 円
こい	四ツ手網	一年	一日	三、〇〇〇円
			一年	五、〇〇〇円
やまめ、いわな	手釣、竿釣	一年	一日	四〇〇円
			一年	三、〇〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生、高校生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし、ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円

溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円
-----	---	-------	---------

(二) 納付の方法

(1) 旧十川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ旧十川漁業協同組合事務所(五所川原市宇一ツ谷五四五の二)に納付すること。ただし、手釣、竿釣又は四ツ手網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十五 1 漁業権者の名称及び住所

- 2 藤枝内水面漁業協同組合 五所川原市金木町藤枝三春九二九の一
- 3 認可年月日 平成二十五年九月一日
- 4 漁業権の免許番号 内共第十八号
- 5 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

魚種	期 間
こい、ふな	四月一日から十月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
こい	二〇センチメートル
ふな	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 藤枝内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
こい、ふな	手釣、竿釣	一日	四 円
		一年	三、 円

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊 漁 料
	魚		

全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 藤枝内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ藤枝内水面漁業協同組合事務所(五所川原市金木町藤枝三春九二九の一)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与したり譲渡してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十六 1 漁業権者の名称及び住所

長富内水面漁業協同組合 五所川原市大字長富字鎧石二七八

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十九号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規	模
竿釣	一人竿二本以内、竿一本につき針二本以内	

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期	間
こい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで	

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい	二〇センチメートル	
ふな	八センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 長富内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
----	-------	----	-----

こい、ふな	竿釣	一日	三
		一年	三六
			円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生、高校生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 長富内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用し遊漁する場合  
 あらかじめ長富内水面漁業協同組合事務所(五所川原市大字長富字鎧石二七八)に納付すること。ただし、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し遊漁する場合  
 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

- (一) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (二) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十七 1 漁業権者の名称及び住所

三厩漁業協同組合 東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。  
 まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
あゆ	七月一日から十月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間

増川河口から上流一、〇〇〇メートルまでの区域  
四月一日から五月十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
いわな、やまめ	一五センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 三厩漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一日	四日	
あゆ、いわな、やまめ	手釣、竿釣	一年	三、	円
		一日	四	円

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 三厩漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ三厩漁業協同組合事務所(東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九)に納付すること。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、増川川内共第二十号の漁場区域の全域における川底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十八 一 漁業権者の名称及び住所

今別町内水面漁業協同組合 東津軽郡今別町大字今別字今別一六七

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十一号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。  
まき餌の使用及びひっかけ漁法を禁止する。ただし、ひっかけ漁法のうち七月一日から九月三十日までのあゆの友釣は、この限りではない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
新今別橋下流端から上流一五〇メートルまでの区域	九月一日から九月三十日まで
大川平深沢堰堤より上下流五〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
あすなる橋上流端から河口までの区域	四月一日から五月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 今別町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一 日	四 日	
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	一年	三、	円
		一日	四	円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁

料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、一日二〇〇円、一年一、〇〇〇円として、遊漁場所において納付するときも遊漁料は同額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 今別町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめバンビ食堂(東津軽郡今別町大字大川平字村元一五)、田中商店(東津軽郡今別町大字大川平字村元一五)、小鹿陶苑(東津軽郡今別町大字今別字今別一七の二)又はアスクール(東津軽郡今別町大字大川平字清川八七の一六)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

ない。

(四) 遊漁者は、全区域において川底を撈はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

十九 1 漁業権者の名称及び住所

蟹田川漁業協同組合 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三三の三

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十二号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
こい、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、やまめを採捕してはならない。

区 域	期 間
-----	-----

蟹田川河口から桂淵神社まで

四月一日から五月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 蟹田川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一 日	四 日	
あゆ、こい、やまめ、いわな、うぐい	竿釣	一年	三、	円
		一日	四	円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 蟹田川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ工藤一郎(東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本三の一)、佐々木成孝(東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本一三の一)又は笹木昭(東津軽郡外



ヶ浜町字蟹田大平山元九四の三に納付すること。ただし、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行つものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目一の一五）

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、蟹田川河口から桂洲神社までの区域間の川底を撈はんしてはならない。
- (五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十一 漁業権者の名称及び住所

甲田内水面横内漁業協同組合 青森市大字合子沢字山崎一八の二

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
合子沢大津川堰堤から上流一キロメートルまでの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな、にじます	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 甲田内水面横内漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
やまめ、いわな	竿釣	一日	四 円
		一年	三、〇〇〇 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁

料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 甲田内水面横内漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ甲田内水面横内漁業協同組合事務所(青森市大字合子沢字山崎一八の二 高坂繁光宅)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、合子沢川大津川堰堤から下流の渡堰堤までの区域において川底

を撈はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十一 漁業権者の名称及び住所

田代内水面漁業協同組合 十和田市大字奥瀬字堰道一六の一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
いわな、にじます	五月一日から九月三十日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな、にじます	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 田代内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間	遊 漁 料
いわな、にじます	手釣、竿釣	一日	四 円
		一年	三、 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 田代内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ田代内水面漁業協同組合事務所(十和田市大字奥瀬字堰道一六の二)又は田代内水面漁業協同組合田代平事務所(青森市大字駒込字南駒込山一の二四四)に納付すること。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を

徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、田代沼(通称グダリ沼)及び駒込川と湯ノ川(通称毒川)との合流点から上駒込橋、八景橋及び堤橋(県道四十号線青森田代十和田線)までの駒込川の本支流において川底を攪はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十二 1 漁業権者の名称及び住所

野内川漁業協同組合 青森市大字野内字菊川二八〇の二

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全	長
やまめ、いわな	一五センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 野内川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間		遊 漁 料
		一年	三日	
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	一日	三日	円
		一年	三日	円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 野内川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめますへい釣具店(青森市新田二丁目一八の一六)、そふえ釣具店(青森市造道三丁目八の六)、大鱗堂(青森市大字油川字岡田三八の一)、つき屋太田釣具店(青森市青柳二丁目一〇の一〇)、鈴木商店(青森市大字

滝沢字下川原八九)、佐藤周(理髪店)(青森市大字宮田字玉水一七〇の

二)、野宮啓一(青森市大字八幡林字品川三三の二二)又は小笠原石雄(青森市大字後沼字外山九の二)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、内共第二十五号の漁場区域の全域において川底を攪はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十三 漁業権者の名称及び住所

野辺地川漁業協同組合 上北郡野辺地町字野辺地三三三

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十六号  
 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。  
 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内  
 でなければならない。

漁具、漁法	規	模
手釣、竿釣	一人一竿	

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはな  
 らない。

区 域	期 間
青い森鉄道下り線から下流の二本木川 左岸字観音林前田一八の三池先、右 岸字笹館八四池先から河口までの八 〇メートルの野辺地川本流の区域	四月一日から翌年三月三十一日まで
野辺地川城内橋から上流三〇〇メー トル、下流一〇〇メートルまでの区 域	十月十日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕  
 してはならない。

魚種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 野辺地川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		手釣、竿釣	手釣、竿釣	
あゆ、やまめ、いわな		一日	四	円
		一年三、		円

ただし、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者について  
 は、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
 て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし ます、ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳶沼のみ)、うぐ い、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 野辺地川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ昭和堂釣具店(上北郡野辺地町字野辺地三二〇の一)、昭和堂  
 フェリー通り店(上北郡野辺地町字一本木一九の五)又はあらやペットショッ  
 プ(上北郡野辺地町字野辺地六九)に納付すること。ただし、当該遊漁する  
 場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
 て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
 青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を

徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十四 漁業者の名称及び住所

田名部漁業協同組合 むつ市港町五の三七

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十七号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網、四ツ手網又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	網口径一メートル以下
四ツ手網	網底面積一・五平方メートル以下
投網	網幅三メートル以下

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ	四月一日から九月三十日まで
わかさぎ	六月一日から翌年四月二十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
旧田名部川の大湊線鉄橋下から河口までの区域	(竿釣以外) 一月一日から十二月三十一日まで (竿釣) 五月一日から七月三十一日まで
目名橋下流端から田名部川本流との合流点までの目名川	五月一日から七月三十一日まで
新田名部川潮上ゲートの上流端から上流五〇メートル及び下流端から河口までの区域 青平川と田名部川の合流点から上流の青平川全域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
うぐい	一〇センチメートル
わかさぎ	七センチメートル
やまめ	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 田名部漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
		一日	一年	
こい、やまめ、うぐい、わかさぎ	手釣、竿釣	一日	一年	四二〇円 三、一五〇円
		一年	一日	五二五円 三、六七五円
	たも網、四ツ手網	一日	一年	五二五円 三、六七五円
		一年	一日	五二五円 三、六七五円
投網		一年	一日	五、二五円 一、五円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八円

(二) 納付の方法

(1) 田名部漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ田名部漁業協同組合事務所（むつ市港町五の三七）に納付すること。ただし、手釣、竿釣、たも網、四ツ手網、投網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

6 青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目一の一五）

遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、内共第二十七号の漁場全域（田名部川）の川底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

- 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- 10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十五 漁業権者の名称及び住所

- 1 川内町内水面漁業協同組合 むつ市川内町川内三八
- 2 認可年月日 平成二十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第二十八号
- 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣又は投網（あゆ及びうぐいのみ）以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおり

とす。

魚種	期	間
あゆ	七月一日から九月三十日まで	
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで	
うぐい	一月一日から十二月三十一日まで	

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区	域	期	間
保護水面の区域	むつ市川内町獅子畑一五の一地先(右岸)及び同市新田三〇二の四地先(左岸)に設置されている農業用頭首工下流端から下流の基点と基点イとを結ぶ線に至る間の川内の区域	四月一日から五月十日まで	
	基点ア 同市同町平中八一の一点に知事が建設した標柱の位置 基点イ 同市同町銀杏平六七に知事が建設した標柱の位置		

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 川内町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具	漁法	期間	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣		一年	三、四円
うぐい			一日	四円

あゆ、うぐい	投網
一年	四、〇〇〇円
一日	一、〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小学生については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし、ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、〇円

(二) 納付の方法

(1) 川内町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合は、あらかじめ川内町内水面漁業協同組合事務所(むつ市川内町川内三八)、大山家具店(むつ市川内町川内三二五)、玉川さよ(むつ市川内町銀杏平七三の二四)又は岡村商店(むつ市川内町湯野川六)に納付すること。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。



7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、川底を撓はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十六 漁業権者の名称及び住所

易国間漁業協同組合 下北郡風間浦村大字易国間字新町四六

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第二十九号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣又はたも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規	模
たも網	網口径三〇センチメートル以下	

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
-----	-----

あゆ	七月一日から十一月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
目滝川河口から下北郡風間浦村大字易国間字小倉畑一七の七七地先の砂防堰堤下流端までの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル
あゆ	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	
			竿釣	たも網
あゆ	竿釣、たも網	一日	三、	四 円
		一年	三、	四 円
いわな、やまめ	竿釣	一日	三、	四 円
		一年	三、	〇〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ易国間漁業協同組合事務所(下北郡風間浦村大字易国間字新町四六)に納付すること。ただし、竿釣又はたも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、河口から上流五、メートルまでの区域(目滝川)では川底を撈はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十七 漁業権者の名称及び住所

易国間漁業協同組合 下北郡風間浦村大字易国間字新町四六

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣又はたも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	網口径三〇センチメートル以下

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から十一月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間

易国間川河口から次のアとイを結ぶ線までの区域  
 ア 下北郡風間浦村大字易国間字大川目八七の三地内の左岸に知事が建設した標柱の位置  
 イ 同村大字易国間字大川目八七の柱の位置  
 一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全	長
やまめ、いわな	一五センチメートル	
あゆ	一〇センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一 日	一 年	
あゆ	竿釣、たも網	四 円	三、〇〇〇 円	
いわな、やまめ	竿釣	四 円	三、〇〇〇 円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。  
 (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円

溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円
-----	---------------------------------------	-------	------

(二) 納付の方法

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ易国間漁業協同組合事務所(下北郡風間浦村大字易国間字新町四六)に納付すること。ただし、竿釣又はたも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
 青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、河口から上流五、メートルまでの区域(易国間川)では川底を撈はんしてはならない。
- (五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十八 1 漁業者の名称及び住所

大畑町漁業協同組合 むつ市大畑町湊村一九一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業者の免許番号 内共第三十一号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年二月末日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
大畑川赤滝上流の本支流	一月一日から十二月三十一日まで
大畑川上大畑橋から松ノ木橋までの区域	四月一日から六月三十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 大畑町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一日	四 日	
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	一年	三、	円
		一日	四	

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 大畑町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用する場合

あらかじめ大畑町漁業協同組合事務所(むつ市大畑町湊村一九一)、畑中商店(むつ市大畑町小目名村)又は大畑町内釣具店(むつ市大畑町本町内)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

ない。

- (四) 遊漁者は、川底を撓はんしてはならない。
- (五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

二十九 1 漁業権者の名称及び住所

野牛漁業協同組合 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十二号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、うなぎ	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域 期 間

野牛川護岸工事終了点から上流の野牛川本流	一月一日から十二月三十一日まで
野牛川河口から野牛川橋までの区域	十月一日から翌年四月三十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 野牛漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一 日	一 年	
こい、うなぎ	手釣、竿釣	四 円	三、一 円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 野牛漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ野牛漁業協同組合事務所（下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五  
一）に納付すること。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁す  
る場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目一の一五）

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を  
徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら  
ない。

(四) 遊漁者は、川底を撓はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示  
する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料  
の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十一 漁業権者の名称及び住所

猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間  
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおり  
とする。

魚 種	期 間
こい、うなぎ、すじえ び	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のも  
のを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル
わかさぎ	三センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	
			一年	一日
こい、うなぎ、わかさ ぎ	手釣、竿釣、 たも網	一年	三、	四 円
			一、	四 円
すじえび	たも網	一年	三、	四 円
			一、	四 円

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者につい  
ては、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用する場合

あらかじめ猿ヶ森漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四)又はフィッシングハウスKEYA(むつ市大字田名部字前田六の八)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において沼底を撈はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十一 漁業権者の名称及び住所

猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、うなぎ、すじえ	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル
わかさぎ	三センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具 漁法	期間	遊 漁 料
こい、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	一日	四 円
すじえび	たも網	一年 一日	三、 四 円

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ猿ヶ森漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四)又はフィッシングハウスKEYA(むつ市大字田名部字前田六の八)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)  
遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を

徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において沼底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項  
(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項  
遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十二 漁業者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九の二

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。  
まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から九月三十日まで



やまめ、いわな、つぐい	四月一日から九月三十日まで
-------------	---------------

(二) 遊漁の時間は、日の出より日没までとする。  
禁止区域及び期間  
次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
国道三三八号新小老部橋上流端から河口までの区域	一月一日から十二月三十一日まで
むつ東通線滝の沢橋上流端から上流二七メートル(堰堤)までの区域	四月一日から九月三十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル
つぐい	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間	遊 漁 料
あゆ、やまめ、いわな、つぐい	手釣、竿釣	一日	四 円
		一年	一、五 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

(二) 納付の方法

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめ老部川内水面漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字白糠字老部五九の二)、サークルK東通店(下北郡東通村大字白糠字垣間二〇の四)又は小川商店(下北郡東通村大字白糠字前田九の九)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、つぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、つぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。  
(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。  
(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。  
(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。  
(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を攪はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。  
(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示

- 9 違反者に対する措置に関する事項  
遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- 10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十三 1 漁業権者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九の二

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十六号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな、うぐい	五月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

遊漁の時間は、日の出より日没までとする。  
次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
保護水面の区域 下北郡東通村大字白糠字銅屋二五地内 内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を 結ぶ線(保護水面下流端)から下流の 同村大字白糠字家の上七二地内老部 老部川右岸及び同村大字白糠字銅屋 二五地の内老部川左岸に設置した 標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老 部川の区域ただし、李沢との合流 点から上流の老部川を除く。	一月一日から十二月三十一日まで  五月一日から同月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル
うぐい	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一 日	一、五 日	
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	一 日	一、五 日	四 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

- (1) 老部川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめ老部川内水面漁業協同組合事務所（下北郡東通村大字白糠字老部五九の二）、サークルK東通店（下北郡東通村大字白糠字垣間二〇の四）又は小川商店（下北郡東通村大字白糠字前田九の九）に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目一の一五）

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を撈はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十四 1 漁業権者の名称及び住所

六ヶ所村海水漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附二二四九

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十七号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
河口から老部川橋上流端までの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 六ヶ所村海水漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
やまめ、いわな	手釣、竿釣	一日	四 円
		一年	三、〇〇〇 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 六ヶ所村海水漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合は、あらかじめ六ヶ所村海水漁業協同組合事務所(上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附二二四九)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十五 1 漁業権者の名称及び住所

六ヶ所村漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五の一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十九号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具、漁法	規 模
たも網	本目二節以上の網目で口径メートル以内

(二) 遊漁期間

まき餌を使用してはならない。

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな、うなぎ	四月二十一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
田面木沼 上流部の平沼川河口中央から半径五〇メートル以内の区域 市柳沼 上流部の石渡川河口中央から半径五〇メートル以内の区域	一月一日から十二月三十一日まで
高瀬川 河口から上流七〇メートルまでの間の区域	竿釣以外の漁具、漁法 一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
ふな	一五センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル
わかさぎ	三センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 六ヶ所村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一年	一日	
こい、ふな、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	三、〇〇〇円	四〇〇円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し

て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳧沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、〇〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳧沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 六ヶ所村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ六ヶ所村漁業協同組合事務所(上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五の二)に納付すること。ただし、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

- 9 違反者に対する措置に関する事項  
遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- 10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十六 1 漁業権者の名称及び住所

小川原湖漁業協同組合 上北郡東北町旭北四丁目三一の六六二

- 2 認可年月日 平成二十五年九月一日
- 3 漁業権の免許番号 内共第四十一号

- 4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規	模
たも網	口径一メートル以内	

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで 九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
七戸川（小川原湖河口から坪川との合流地点）	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全	長
こい	二〇センチメートル	
うなぎ	三〇センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

- (1) 小川原湖漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
		一年	二、五 円
こい、ふな、えび、うぐい、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	一日	三 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、中学生以下については無料、肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし、ます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にし、ます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

- (1) 小川原湖漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめ小川原湖漁業協同組合事務所（上北郡東北町旭北四丁目三一の六六二）に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

6 青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目一の一五）  
遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、姉戸川河口兩岸一〇〇メートルの区域では川底を撈はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。
- 9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十七 漁業者の名称及び住所

七戸川内水面漁業協同組合 上北郡七戸町字前川原九

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十二号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
こい、いわな、やまめ	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
作田川と和田川との合流点から柏葉橋までの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
いわな、やまめ	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 七戸川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
こい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	一日	二円
		一年	二、〇〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児又は小学生については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、〇〇〇円

溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳶沼のみ)、うぐ い、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円
-----	---	-------	---------

(二) 納付の方法

- (1) 七戸川内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
あらかじめ七戸川内水面漁業協同組合(上北郡七戸町字前川原九)又は一戸釣員店(上北郡七戸町字影津内一)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。
- (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) 遊漁者は、川底を撈はんしてはならない。
- (五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十八 1 漁業権者の名称及び住所

奥入瀬川漁業協同組合 十和田市元町東四丁目一の一五

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網、四ツ手網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	口径一メートル未満、網目一・五センチメートル以上
四ツ手網	縦一メートル未満、横一・五メートル未満のもの、網目一・五センチメートル以上

(二) 遊漁期間

まき餌を使用してはならない。  
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
こい	一月一日から十二月三十一日まで
さくらます	六月一日から七月三十一日まで
やまめ、いわな、うぐい、にじます、うなぎ	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間



河口より上流一、〇〇〇メートル (開運橋まで) 立石発電所より上流一〇〇メートル 下流二〇〇メートル 奥入瀬川支流通称篠田地川のうち、 奥入瀬川合流点から上流一、二〇〇 メートル上川原取水口までの区域	一月一日から十二月三十一日まで
--	-----------------

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全	長
あゆ、やまめ、いわな、こい、うぐい、にじます、さくらます	一五センチメートル	
うなぎ	三〇センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 奥入瀬川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期間		遊 漁 料
		一 日	一 年	
あゆ、やまめ、こい、いわな、うぐい、にじます、うなぎ	手釣、竿釣、たも網、四ツ	八 円	五 円	一〇、〇〇〇円
	手釣、竿釣、たも網、四ツ	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	
さくらます (全魚種を含む)	手釣、竿釣、たも網、四ツ	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円(さくらますに関しては五〇〇円)を加算した額とする。また、小学生以下については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
	魚		

(二) 納付の方法

(1) 奥入瀬川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ奥入瀬川漁業協同組合事務所(十和田市元町東四丁目一の一五)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(四) 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

(1) 河口より上流一、〇〇〇メートル(開運橋まで)

(2) 立石発電所より上流一〇〇メートル、下流二〇〇メートル

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

全魚種	手釣、竿釣	一五、円
あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	手釣、竿釣	八、円
い、こい、ふな、うなぎ		

- 9 違反者に対する措置に関する事項  
遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- 10 施行の日 平成二十五年九月一日

三十九 1 漁業権者の名称及び住所

奥入瀬川漁業協同組合 十和田市元町東四丁目一の一五

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
ひめます	五月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
葛沼全域	九月一日から十月十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 奥入瀬川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		手釣、竿釣	魚	
ひめます	手釣、竿釣	一年	三、四	円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、円

(二) 納付の方法

(1) 奥入瀬川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合は、あらかじめ奥入瀬川漁業協同組合事務所(十和田市元町東四丁目一の一五)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

- (一) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (二) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- (四) 遊漁者は、鳶沼の全湖底を撈はんしてはならない。
- (五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

四十 1 漁業者の名称及び住所

三戸漁業協同組合 三戸郡三戸町大字同心町字金堀一七の四  
馬淵川漁業協同組合 三戸郡南部町大字平字広場二一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、持網又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から十月三十一日まで
こい、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな、うなぎ	四月一日から九月三十日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、いわな、やまめ	一五センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 三戸漁業協同組合、馬淵川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
こい、うぐい、あゆ、やまめ、いわな、うなぎ	手釣、竿釣	一日	四 円
	持網、投網	一年	三、〇〇〇 円
こい、うぐい、あゆ、やまめ、いわな、うなぎ	手釣、竿釣	一日	一、〇〇〇 円
	持網、投網	一年	五、〇〇〇 円

ただし、未就学の幼児又は小学生については無料、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、〇〇〇 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます、(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、〇〇〇 円

(二) 納付の方法

(1) 三戸漁業協同組合、馬淵川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ三戸漁業協同組合事務所(三戸郡三戸町大字同心町字金堀一七

の四)、テルイススポーツ(三戸郡三戸町大字川守田字沖中六の四)、モリシ  
ンホームプラザ2号店(三戸郡田子町大字田子字天神堂向四一の一三)、ま  
べち釣具店(八戸市下長八丁目二の三八)、河原釣具店(八戸市石堂四丁目  
四の三一)又はかんぶんホームセンター(三戸郡南部町大字大向字後構二〇  
の三)に納付すること。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁  
する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

四十一 1 漁業権者の名称及び住所

新井田川漁業協同組合 八戸市大字十日市字赤御堂一八の三

島守漁業協同組合 八戸市南郷区大字島守字春日六の一

2 認可年月日 平成二十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第四十六号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網又は徒手採捕以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	網の口径最長部一メートル未満 網目一・六五センチメートル以上

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から十月三十一日まで
こい、うぐい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
長館橋下流端から上流三〇〇メートルの区域 巻の下頭、首上流六〇メートル、下流五〇メートルの区域 世増ダム堰堤上流二メートル、下流二五〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全	長
こい	一〇センチメートル	
いな、うぐい、あゆ、いわな、やまめ	一五センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 新井田川漁業協同組合、島守漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

魚 種	漁具 漁法	期間	遊 漁 料
こい、うぐい、あゆ、やまめ、いわな、ふな	手釣、竿釣、 たも網、徒手 採捕	一日 四 三、	円 円 円

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にし ます、ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 い、ひめます(鳶沼のみ)、 こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

(二) 納付の方法

(1) 新井田川漁業協同組合、島守漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

あらかじめ新井田川漁業協同組合事務所(八戸市大字十日市字赤御堂一八

の三)又は島守漁業協同組合事務所(八戸市南郷区大字島守字春日六の一)に納付すること。ただし、手釣、竿釣、徒手採捕による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用し  
て遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目の一五)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を  
徴収する。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら  
ない。

(四) 遊漁者は、禁止区域の川底を攪はんしてはならない。

(五) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示  
する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料  
の払い戻しはしない。

10 施行の日 平成二十五年九月一日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭